

令和元年度 第 1 回 三浦市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和元年 7 月 23 日（火） 15 時 00 分～16 時 00 分
- 2 場 所 三浦市役所第 2 分館 1 階 第 3 会合室
- 3 議案
 - (1) 議案 1 副会長の選出について
- 4 報告事項
 - (1) 報告事項 1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて
 - (2) 報告事項 2 三浦都市計画地区計画二町谷地区地区計画の変更について
- 5 出席者
 - (1) 委 員 柳沢委員、大沢委員、中島委員、中津委員、出口(正)委員、
小林委員、藤田委員、出口(眞)委員、峯村委員、
長田委員(深澤委員の代理)、山田委員、鈴木(明)委員、
出口(吉)委員、渡辺委員、鈴木(清)委員【15 名出席】
 - (2) 事務局 中嶋都市環境部長、大滝都市計画課長、
小田切都市政策担当課長、徳江市長室長、澤口 G L、深瀬 G L、
石渡主査、羽白主査
 - (3) 傍聴人 1 名
- 6 議案等関係資料
 - (1) 報告事項 1 「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料
 - (2) 報告事項 2 「三浦都市計画地区計画二町谷地区地区計画の変更について」関係資料
- 7 議 事
 - ・ 定刻に至り、司会（中嶋部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
 - ・ 出席者が半数（15 名中 15 名出席）に達し、本審議会条例の規定により、

本審議会が成立していることを報告しました。

- ・ 傍聴について、1名の方から傍聴の申出があり、傍聴人として決定しました。
- ・ 本日の議事は、三浦市情報公開条例の規定による非公開事由に該当しないことを報告しました。
- ・ 本審議会条例の規定により、柳沢会長が議長となりました。
- ・ 柳沢会長より、議事録の署名委員として、藤田委員と出口(吉)委員を指名しました。

— 議案 —

議案 1 副会長の選出について

【議長】

それでは、議事に入らせていただきます。

「議案 1 副会長の選出について」でございますが、審議会条例の規定により、副会長の選出は、委員の選挙によるとなっております。

選出にあたり、選挙の方法などについて、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

【鈴木(明)委員】

副会長については、三浦市都市計画審議会委員としての経験も長く、市民の代表として市議会議員として活躍されている草間議員に就任いただきましたので、同様に、市議会議員の中から選出してはどうかと思います。

市議会議員の中で、出口(眞)委員については、三浦市都市計画マスタープラン検討小委員会の委員として指名され、副委員長にも選出されていますので、適任ではないかと思いますが、いかがでしょうか。皆様にお諮りいただければと思います。

【議長】

ただいま、鈴木(明)委員から、副会長には、出口(眞)委員をお願いしてはどうかという発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

【出席委員】

異議なし。

【議長】

それでは、副会長は、出口(眞)委員とさせていただきます。

以上をもちまして、本日の議案は終了しました。続いて、報告事項に移ります。それでは、「報告事項1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

－報告事項－

報告事項1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて

・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、「報告事項1 三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」ご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

昨年度は、小委員会、及び、都市計画審議会での検討を重ねた上で、都市計画マスタープラン素案をとりまとめることができましたので、平成31年1月に市民説明会を開催し、市民の皆様にご確認していただくとともに、ご意見をいただきました。

その後、3月の第3回都市計画審議会において、市民説明会の概要をご説明するとともに、検討時にご意見をいただいていた第4章における重点テーマの修正案をお示しし、ご意見をいただきました。

今年度は、5月27日に小委員会を開催し、昨年度の市民説明会、小委員会、及び、都市計画審議会での意見を踏まえた修正について、ご報告させていただきました。

また、会長よりご意見をいただいておりますが、一度、最後までまとめた後に、課題・目標・方針の相互の位置づけが適切であるかどうか、改めて見直しをする、素案の再チェックを行いましたので、その結果をご報告させていただきます、ご意見をいただきました。

そこで、本日は、前回の都市計画審議会以降に修正した内容について、小委員会の概要と併せて、ご報告させていただきます。

それでは、昨年度の市民説明会等での意見を踏まえた修正について、ご説明いたします。

○ 市民説明会での意見を踏まえた修正について

はじめに、市民説明会では、「人口等の統計データについては、最新のものを掲載して欲しい。」とのご意見をいただきました。

このことについては、統計データを最新データに修正するとともに、現況の記載内容についても、修正をいたしました。

一例を申し上げますと、第1章の人口動態の現況に、「なお、平成31年4月1日現在の三浦市統計月報による推計人口は、42,840人で減少傾向が引き続き見られます。」という記載を追加するなどの修正をさせていただきます。

続きまして、「都市計画マスタープランを見直すにあたって、三浦市の将来像を描いていくためには、歴史的な評価をすることも必要なのではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、第1章の「4 土地利用」において、三浦市における歴史的背景の記載を追加いたしました。

具体的には、「三浦市には、100箇所近い埋蔵文化財や遺跡があり、地理的条件や温暖な気候などから、昔から生活を営む場所として選ばれてきたことがうかがえます。中世の三浦は、三浦一族興亡の歴史でもあり、源頼朝も訪れた歌舞島や三浦一族終焉の地となった油壺など、歴史的な背景のある場所も多く存在します。江戸時代に入ると江戸湾の入口に位置することから港町として賑わい、まちづくりが進みました。」という記載を、「目でみる三浦市史」という文献を参考にして、追加する修正をさせていただきます。

続きまして、「低・未利用地という表現については、高度に利用することが良く、利用しないことはいけないというような誤解がないように気をつけてもらいたい。」とのご意見をいただきました。

このことについては、誤解を招く恐れがある記載内容を修正いたしました。

具体的には、第3章の「6 地域交流ゾーンの目指す市街地像」の下宮田・入江周辺に、「土地利用が進んでいない低・未利用地」と記載していましたが、「利活用が望まれる低・未利用地」に修正をさせていただきます。

市民説明会での意見を踏まえた修正については、以上の3項目でございます。

○ 昨年度の小委員会での意見を踏まえた修正について

次に、昨年度の小委員会での意見を踏まえた修正についてです。

「第3章の『2 都市基盤の方針』、『(6) 市場』には、市場施設以外のことも混在して記載されており、記載内容の整理が必要ではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、他の方針の記載内容と同様に、市場施設に関連する施設についても記載することといたしますが、全て市場施設のことと捉えられないよう、記載内容を整理いたします。

具体的には、「高度衛生管理化された市場を活用し、陸揚げから荷捌き、出荷までの一貫した衛生・品質管理を徹底するために整備を進めます。高度衛生管理化に伴い不要となる施設の解体などを検討していきます。」としていたものを、「市場施設及び関連施設の整備を一体的に進めます。また、合理的な整備を推進するため、」と明確な表現となるよう、記載を修正させていただきます。

続きまして、「第3章の『4 都市防災の方針』、『(2) 制度整備、啓発活動による対策』に、津波や高潮などの対応は明記されているが、土砂災害については明記されていないので、明記すべきではないか」とのご意見をいただきました。

このことについては、地域防災計画より抜粋し記載を追加することといたします。

具体的には、「(2) 制度整備、啓発活動による対策」の最後に、「大雨等による崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、県が指定した土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒・避難体制の確立など防災体制の充実・強化を図ります。」と記載を追加する修正をさせていただきます。

○ 昨年度の都市計画審議会での意見を踏まえた修正について

続いて、都市計画審議会での意見を踏まえた修正についてです。

第4章の「1 重点テーマ」において、「先導的な取組は、位置づけるだけでなく、早期に実現するくらいまで踏み込んで欲しい。」とのご意見をいただきました。

このことについては、リード文の記載を修正することといたします。

具体的には、文末を「位置づけます。」としていましたが、「位置づけ、早期に実現することを目指します。」に記載を修正いたしました。

続きまして、重点テーマの「(1) 海業振興の推進」において、「先導的な取組として、三崎漁港・魚市場の整備などといったものを入れたらどうか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、新たに項目を追加することといたします。

具体的には、「海業振興の推進」に、「イ 三崎漁港「水産業・漁港を核とした振興ビジョン」の推進」を追加し、例示として、「高度衛生管理化した市場施設の整備」を記載、さらに、先導的な取組として、「沿岸卸売市場の高度衛生管理化」を追加する修正をいたしました。

続きまして、重点テーマの「(5) 防災・減災対策の推進」において、「避難経路について、城ヶ島が先導して防災マップを作り、その他の地域も今後作成していくという話があるので入れてはどうか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、先導的な取組を追加することといたします。

具体的には、先導的な取組として、「地域の実情に応じた災害時に役立つ防災マップの作成」を追加する修正をいたしました。

昨年度の小委員会及び都市計画審議会での意見を踏まえた修正については、以上の5項目でございます。

○ 都市計画マスタープラン素案の再チェックについて

続いて、素案の再チェックについてご説明いたします。

これまで、都市計画マスタープランの見直しにあたって、三浦市全体における「現況と課題」を整理し、それを踏まえ、「都市づくりの目標」を設定し、目標の実現に向けて、「都市づくりの方針」を定める、という手順で検討を進めました。そして、「都市づくりの方針」の中から、重点的に取り組むテーマを抽出し、素案としてとりまとめました。

そこで、これまでの手順とは逆に、「都市づくりの方針」を基軸として、「都市づくりの方針」を定めるにいたる「現況と課題」が示されているか、また、「都市づくりの方針」を定めるにいたる「都市づくりの目標」が設定されているか、逆の手順からチェックを行いました。

具体例を1つ挙げてご説明いたします。第3章の「1 土地利用の方針」に、用途地域については、必要に応じて適正な見直しを行っていく方針を定めていますが、この方針に対応する「現況と課題」といたしましては、「4 土地利用」において、「複数の用途地域が接合している等により、建築物の立地環境に弊害が生じている地区については、用途地域を適正に見直しすることが必要になっています。」と、必要に応じて用途地域の見直しを行っていく方針を定めるにいたる課題が示されています。

また、「7 都市づくりの課題と今後の方向性」においては、「(2) 人口減少、超高齢社会への対応」は、人口減少・超高齢社会が進んでいくことによる土地利用の変化に対応し、地域のきめ細かい土地利用の推進を図る必要がございます。用途地域の見直しを行っていく方針は、その解決策の1つであることから、本方針を定めるにいたる都市づくりの課題が示されています。

さらに、「第2章 都市づくりの目標」における「(3) コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」は、人口減少、超高齢社会に対応し、持続可能で、より効率的な土地利用をしていくための目標であることから、「第3章 都市づくりの方針」、「1 土地利用の方針」に位置づけられている方針は、「コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり」に基づき、土地利用の推進をしていく必要がございます。

以上のように、方針と課題、方針と目標における相互の位置づけの再チェックを行いました。

この再チェックの結果、2項目の修正をいたしました。内容について、ご説明いたします。

第3章の「2 都市基盤の方針」、「(1) 道路」において、幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど交通安全上危険な箇所について、調査等を行い、必要に応じて、着手に向けた検討や調整を進める方針を定めましたが、このことを定めるにいたる課題が示されていませんでした。

そこで、「第1章 現況と課題」の「道路」に記載されている、「県道 215 号、宮川橋付近から城ヶ島線までにおける危険箇所の早期改良が必要です。」という記載に修正を加え、「県道 215 号のほか幅員狭小で歩道が無い又は狭いなど、交通安全上危険な箇所への対応が必要です。」と修正をいたしました。

同じく「都市基盤の方針」、「(3) 都市公園」において、都市緑地法等の一部改正に伴って、地域の拠点として有効活用が望まれる都市公園等については、公民連携の可能性を含めて検討していく方針を定めましたが、このことを定めるにいたる課題が示されていませんでした。

そこで、「第1章 現況と課題」の「ア 都市公園」にかかる課題に記載されている、「未整備の都市公園については、財政上整備が困難であることから、何らかの対応策が必要になっています。」という記載に修正を加え、「未整備の都市公園や都市公園の維持管理については、本市の財政事情を踏まえた対応策が必要になっています。」と修正をいたしました。

素案の再チェックの結果、以上の2項目を修正いたしました。

また、再チェックと同時に、より市民の皆様に分かりやすいマスタープランになるよう、全体を通して、適正な文章表現になるよう、修正をさせていただきます。

また、記載場所を変更した箇所が1点ございます。これまでは、目標年次を令和7年とすることを、序章の「2 三浦市都市計画マスタープランとは」の、「(3) 計画期間」において記載しておりましたが、本マスタープランにおいて、目標として設定するものは、全て「第2章 都市づくりの目標」に記載されていることが、ふさわしいと考え、記載場所を変更することといたしました。

以上のことについて、前回の小委員会でご説明し、ご意見をいただきました。いただいたご意見とご意見を踏まえた修正について、ご報告いたします。

○ 今年度の小委員会での意見を踏まえた修正について

「6、7ページの表の右端に掲載している人口の推移の目盛が、4万2千人から5万人をクローズアップしているため、人口が半減しているように見える。」とのご指摘をいただきました。

このことについては、表の修正をいたします。「特別に強調したいということであれば、クローズアップせずに、0からのグラフにした方が良いのではないか。」とのご提案もいただいておりますので、ご提案のとおり、修正をいたしました。

続きまして、「第2章の『1 目標年次』については、これまで、『上位計画と合わせ、目標年次を令和7年とする。』と記載しておりましたが、目標年次を変えない理由、今回の改訂の主旨をきちんと表現すべきではないか、」とのご意見をいただきました。

このことについては、序章の「改訂の背景」と第2章の「目標年次」において、記載内容を見直しました。

具体的には、「改訂の背景」の最後の段落を「これらを踏まえて、PDCAサイクルの一環として、三浦市都市計画マスタープランを改訂することといたしました。」と記載していたものを、「そこで、これらを踏まえた『現況と課題』を改めて把握するとともに、これまでの取組の進捗状況の確認と内容の見直しについて検証した結果、前回改定時に設定した都市づくりの目標を目指している途上では、同一の目標を継承しつつ、持続可能なまちづくりを進めていくため、三浦市都市計画マスタープランを部分的に改訂することといたしました。」と改訂の主旨を追記いたしました。

また、目標年次の冒頭についても、「上位計画と合わせて」から、改訂の背景と同様、改訂の主旨に修正をいたしました。

続きまして、第2章の「4 将来都市構造」について、「都市核・ゾーン・都市軸だけではなく、これからも人が住み市街化するところと、自然を守っていくところといった、三浦市全体の土地利用の方向性も大切な都市構造なので、ここで示していったらどうか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、「4 将来都市構造」のリード文に、三浦市全体の土地利用の方向性を記載し、特に色づけしていなかった、将来都市構造図の背景を市街化するエリアと緑や自然環境を保全するエリアに修正いたしました。

具体的には、リード文に、これまで、「都市づくりの基本理念、都市づくりの目標を具現化するための将来都市構造を次のとおり設定します。」と記載していたものを、「市域を、幹線道路及び鉄道の沿線を中心に構成している、優先的かつ計画的に市街化を図る区域と、海岸線、海や緑の自然環境及び優良な農地などで構成している、市街化を抑制し、自然環境や農地を維持・保全していく区域に区分した上で、さらに、次のとおり、都市核、地域交流ゾーン、都市軸を設定し、将来都市構造を明確にしていきます。」と修正いたしました。

また、将来都市構造図の背景を、ピンクの「市街化するエリア」と緑の「緑や自然環境を保全するエリア」に修正をいたしました。

続きまして、第3章の「6 地域交流ゾーンの目指す市街地像」について、「図に記載される内容が統一されていないので、方針図として、各ゾーンで目指していくことを、前面に出していった方が良いのではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、記載内容を見直す修正をいたしました。

これまでは、将来都市構造のうち、ゾーンのみを記載していましたが、方針図として、都市核・都市軸を加えることとし、用途地域、風致地区などについては、情報が過多となるため、区域区分に絞り込みました。

各ゾーンの方針図については、全体図を基本とした上で、三浦縦貫道路・西海岸線の未整備区間の整備推進や小網代の森の自然環境の保全と観光資源としての活用といった方針を赤で図示すると共に、市街化区域への編入を検討する区域、利活用が望まれる低・未利用地についても図示する修正を、各ゾーンで行いました。

なお、海と緑の魅力を発信する交流ゾーンの記載順ですが、小網代の森周辺は、今回の見直しにより追加したため、最後に記載していましたが、油壺周辺の次に記載した方が、位置的に分かりやすいというご意見をいただき、記載順の修正をいたしました。

続きまして、第4章の「重点テーマ」について、「目的が書いてあったり、手段が書いてあったり、記載方法に統一感がないので、整理すべきではないか。」とのご意見をいただきました。

このことについては、重点テーマは、目的を記載し、例示及び先導的な取組は、手段を記載することに、修正をいたしました。

指示番号が付されている重点テーマについては、目的を記載するため、何々の推進という表現で統一しました。例示・先導的な取組については、推進や充実といった表現を改め、目的を達成するための手段として、何々の検討、整備といった表現で統一しました。

以上が、前回の小委員会での意見を踏まえた主な修正点でございます。

○ 今後のスケジュールについて

最後に、今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

本日、都市計画審議会にて、案のご報告させていただきました。本案をもって、8月から9月にかけてパブリックコメントを実施させていただきたいと考えてございます。その後、パブリックコメントで出た意見に対する見解を作成し、11月頃、都市計画審議会に最終案を諮問させていただきたいと考えてございます。そして、最終的には、三浦市議会にて、議決をいただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

【議長】

それでは、ただいまの説明に関して、ご質問等ありましたらよろしく願います。

【小林委員】

前回までのイメージ案と今回の変わっているところを見ました。最後の重点テーマのところで、今回の都市計画マスタープランの改訂の1つの大きな

要素になっている「都市防災」として、「防災・減災対策の推進」が掲げられています。その中で、前回は、「津波対策」がありましたが、今回無くなっています。このことについて、どこかで議論しましたか。

【事務局】

ご指摘のとおり、重点テーマにおける「防災・減災対策の推進」について、イメージ案のときは「ア 避難対策の推進」、「イ 津波対策の検討」の2本立てとしており、「イ 津波対策の検討」には、具体的な例として県が進める「津波災害警戒区域等の指定」に基づいて、市は「津波避難計画の策定」を進めるということに記載していました。

そうしたところ、県と意見交換をしながら、また、市の防災部局とも調整をしていった中で、基本的に「津波災害警戒区域等の指定」は、県が進める業務であり、その指定を受けて、市が「津波避難計画の策定」を進めていくという順序であることから、トリガーとなるべきは県の取組であって、市が重点的に進めるプランからは外したという経過でございます。

【小林委員】

確かに、3月25日に県の方から「津波災害警戒区域の指定に向けた県の方針」が出ていまして、県が主導で行うという方針が出ています。

それによって、市の都市計画マスタープランから外れたという訳ですよ。

【事務局】

はい。

【小林委員】

そこで「避難対策の推進」ですが、先導的な取組として防災マップを作成していく、ここでは「土砂災害と高潮など」となっていますが、土砂災害の方は県の方で指定されていまして、土砂災害警戒区域が指定されています。現地調査もこれから始まるということなのですが、防災マップの作成で、城ヶ島が先導的に行っていると説明されていましたが、例えば、都市計画サイドからは、防災マップの作成について、どのようなアプローチをしていくのか、啓発をしていくのか。どういう重点政策、これだと、市が防災マップを作成することと捉えられてしまいますが、城ヶ島のようなスタイルで地域が作成するのか、どういうイメージをしているのでしょうか。

【事務局】

まず、こちらでいう「防災マップ（土砂災害・高潮など）」と記載しているこ

とにしましては、津波も想定してございます。

作成の仕方として、城ヶ島で既に取り組んでいるという部分においては、地域主導でというところになりますが、地域防災計画で、行政サイドも協調して取り組んでいくという位置づけがございますので、他の地域におきましても、地元にて全て作成していただいて、地元で全て運営するというのではなく、都市計画部局も含め、防災部局と協調して地域の方々には、命を守る避難の行動が速やかに取れるよう、防災マップを作成した後の運用も含めて、しっかりと連携していきたいと考えています。

【小林委員】

高潮関係も、内閣府の防災担当を中心にマップを作っていこうと、そのマニュアルの概要なども出されているのですが、色々なところで防災・減災の情報もかなり出ていたり、取組がされています。

そういうのと併せて、事務局が言われたように防災サイドと協働して、地域と協働して防災・減災対策をしていくという考え方なのですか。

【事務局】

はい。

【小林委員】

分かりました。以上です。

【議長】

他にいかがですか。

【中島委員】

色々な修正をしていただいて、ありがとうございました。

その中で、78 ページ以降の地区別の交流ゾーンの具体的な図があって、大分具体的な方針が見えるようになったのですが、例えば、79 ページの「三崎口駅～引橋周辺」の図で、鉄道の延伸が明確に書かれているのですが、説明の中では鉄道の延伸の話が全然書かれておらず、62 ページの都市基盤の方針の「公共交通」のところでは、「計画の具体化に向け関係機関との調整を進めます」と書いてあるので、79 ページの図に示すのであれば、説明の方でも、このことについて一言でも書いていないと整合が取れないのではないかと思います。

これは1つの例であって、そういうところのチェックが必要なのかと思います。

あと、81 ページの「三崎下町・二町谷・城ヶ島周辺」の図の方には「密集市

街地の改善」としか書いていないのですが、あとの重点テーマでも出てきますが、三崎下町は特色を活かしたまちづくりを推進していくところであり、「魅力ある商店街づくり」とか、「『みなとまち』の歴史を感じさせます」とか書いてあって、そのような中で、図には「密集市街地の改善」と一言でしか書かれていないのが、整合が取れないのではないかとか、図の方が、かなり詳細に方針が示されてきたので、再度文章の関係でちゃんと整合が取れているか、全体をチェックしたほうが良いのではないかと思います。

他にもあるかもしれませんが、いま気がついたのは、それぐらいなのですが、そのあたりのチェックはされたのでしょうか。

【事務局】

ただいまご指摘のありましたとおり、今回この案を出すに当たりまして、前回からの充実という部分で、図をより分かり易く作り変えたところがございます。

しかしながら、ご指摘いただいたように、文章表現につきましては旧来のままという形が残ってしまっているようです。本来、ご指摘のとおり文章と図の表現については、対になっていなければいけないものでございます。

ご指摘のありました部分につきましては、全てのゾーンにおきまして、再チェックをさせていただきまして、文章に表現していることが図の中でも上手に表現されるよう、配慮したいと考えております。

【議長】

他にいかがですか。

【大沢委員】

74ページの「都市防災の方針」で、「市街地開発事業、住環境整備事業、地区計画の適用等により、良好な市街地の形成を促進します」ということが書いてあり、これ自体に問題は無いと思っておりますが、4ページに戻って、図中の都市計画マスタープランを実現化する都市計画の例示に「市街地開発事業」が入っていないのですが、これで良いのでしょうか。

今のところは、市街地開発事業も何も動いていないので、入れてはいないのだと思いますが、都市計画マスタープランには、もしかしたら、市街地開発事業をやるかもしれないということを入れておいても良いのではないのでしょうか。

三浦市の都市計画マスタープランの良いところは、「もし何か機動的な対応が必要なときには追加明示できるようにせよ」というのが、三浦の最大の、一番良いところだと思っているので、災害等が発生して、何か新提案とか、公共地と宅地の再配分をやるとか、そういったときに、市街地開発事業の位置付けが

抜け落ちていて、それをやらないのではないかという誤解をされそうなので、ここに書いておいても良いのではないかと思った次第です。

【事務局】

74 ページと4 ページの記載ですが、ここも先ほどと同じように対となる部分で、4 ページに書かれていることについて74 ページの方では除外している、あるいは、その逆の見方をしていることではございません。

ご指摘のとおり、実現化に向けたメニューが、誤解の無い表現となるよう、改善をしてみたいと思います。

また、機動的な対応につきましては、委員おっしゃるとおり、今後の災害等を危惧した中で、何かあったときに、都市計画マスタープランに位置づけが無くとも速やかな対応が図れるように措置できる制度を位置づけております。

その考え方に関しては、旧来の都市計画マスタープランから変わりはございませんので、同プランにおいても同様に位置づけを継続していきたいと考えております。

【議長】

他にいかがですか。

【中津委員】

39 ページの都市公園の課題ですが、「維持管理が必要になっています」ということだけを言ってしまうと、「必要になっているのだから、どんどん管理してください」というようなことが、市民から出てきてしまう気がします。

最近では、市民との協働による維持管理みたいなことを目指すことが一般的に良くやられていることなので、この辺りの文言が入ったほうが良い気がします。

【事務局】

ご指摘いただいた「維持管理が必要になっています」という表現が、ただ漠然と捉えられないよう、市民により分かり易く、市民との協働など様々な方策を前提とできるよう、検討したいと思います。

【議長】

スケジュール的には、あと一回だけ議論する機会がありますが、この段階では、ほとんど確認ということになるかと思います。

読み込んでいくと、気になる事は出てくるということは、良くあることなので、こうさせていただければと思います。

小委員会で相当しっかり議論していただいておりますが、細かいところまで読み込めないところで、読んでいてどうしても気になるなというところが出てきた場合には、意見を出していただきたいと思います。

8月から9月にパブリックコメントを行うというので、もちろんパブリックコメントの後に微修正があっても良いのですが、出来ればパブリックコメントには修正したものを出していきたいと思っておりますので、その前に、期限は切らせていただきますが、皆さんから意見が出たもの、修正そのものは私にお任せいただきたい。事務局と相談しながら再整理させていただきます。

期限としては、いつごろですか。

【事務局】

パブリックコメントは、8月から9月とご説明しましたが、具体的には8月13日から開始したいと考えてございますので、できれば7月中でお願いできればと思います。

【議長】

それでは、7月いっぱいまでに、ここが気になるということがありましたら、細かいことを含めて出していただいて、先ほど修正が必要なご意見が複数の委員から出ましたが、それを含めて整理させていただきたいと思います。

他に何かございませんか。

無いようでしたら、私の方から。

内容的には、これから修正があるとしても、それも含めて、私はこれで十分だと思っていて、特に最後の当面やることは、はっきりしていますし、行政的には、非常に役に立つと思います。

先ほど、市民に向けて分かり易いという話もございましたが、そういうことを考えると、いずれ概要版を作成すると思いますので、今回の改訂の目玉というか、主に注力したものは、どの辺なのかということ、分かり易く、外に説明できるようにすることを考えながら概要版は整えておかれたら良いと思います。

他になければ、この件は以上といたします。

それでは、「報告事項2 三浦都市計画地区計画二町谷地区地区計画の変更について」ご説明をお願いします。

—報告事項—

報告事項2 三浦都市計画地区計画 二町谷地区地区計画の変更について

- ・事務局より次の説明を行いました。

【事務局】

それでは、「報告事項 2 三浦都市計画地区計画二町谷地区地区計画の変更について」ご報告いたします。

内容は、大きく 2 点ございます。1 点目は、前回の審議会以降の経過について、2 点目は、前回、国家戦略特区についてご報告しましたが、今後の手続の流れについてです。

○ 前回の審議会以降の経過について

平成 31 年 3 月 22 日に開催しました前回の審議会において、本地区計画の変更に係る都市計画原案について、ご報告しました。

その際、原案の内容につきまして、中島委員より、防災の観点に関するご意見を、柳沢会長より、地域との関係性に関するご意見をいただきました。

その後、この 2 点のご意見への対応を検討いたしまして、都市計画原案を修正して、平成 31 年 4 月に、委員の皆さまに資料を送付し、ご報告させていただきました。

修正の内容は、計画書の「土地利用の方針」の冒頭に、「持続可能な都市づくりを進めるため、地域社会との共生と防災に配慮した土地利用を踏まえ、」という記載を追加しました。

次に、国家戦略特区の手続に関しまして、平成 31 年 4 月 11 日に、国家戦略特別区域会議が開催され、二町谷地区における国家戦略特区の区域計画の案について、神奈川県から説明し、審議が開始され、認定に向けた手続を進めていくことが了承されました。

当該会議における神奈川県からの説明の要旨でございますが、事業は、国家戦略特別区域法に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業で、事業概要としましては、三崎漁港区域内の市有地を分譲し、国際的な経済活動拠点として開発するもの。

目指す姿として、国内ではまだ数が少ない、メガヨットの係留施設を設け、海外の富裕層をターゲットとしたヴィラ、コンドミニアムを建設する構想であること。

適用法令は、都市計画法の特例を活用するもの。

地区計画変更の内容として、住宅の建設を可能とする地区計画の用途制限の変更と、区画道路と歩行者専用道路の位置及び規模の変更を行う旨が説明されました。

この区域会議の後、都市計画法第 16 条第 2 項に基づく三浦市地区計画等の案の手続きに関する条例による公告、縦覧と、国家戦略特別区域法第 21 条第 6 項に基づく公告・縦覧を併せて行いました。

公告日は、令和元年5月15日です。

縦覧場所及び意見書の提出先は、三浦市都市計画課。

縦覧期間は、令和元年5月15日から令和元年5月29日まで。

意見書の提出期間は、令和元年5月15日から令和元年6月5日まで。

縦覧図書は、本日、皆様のお手元にございます、計画書、新旧対照表、理由書、総括図、計画図、方針附図にございます。

縦覧結果につきましては、縦覧者、意見書の提出、いずれもございませんでした。

前回の審議会以降の経過に関する報告は以上です。

○ 今後の手続きの流れについて

次に、2点目の、今後の手続きの流れについて、説明いたします。

左側に、国家戦略特別区域法の流れ、右側に、都市計画法の流れを表示しております。

右側の列、黄色で表示しているのが、本日の審議会で、これより下に表示してございますのが、今後の手続きの流れになります。なお、白色の表示は、先ほどご報告しました経過です。それでは、詳しく説明します。

通常の、都市計画法に基づく手続きでは、本日の審議会の後、法第19条第3項に基づき、神奈川県との法定協議を行い、法第17条第1項に基づく、都市計画案の公告・縦覧を行います。

その後、法第19条第1項に基づき、都市計画審議会の議を経て、法第20条第1項に基づく、都市計画の告示を行います。ただし、今回、国家戦略特区を活用する場合は、都市計画法第17条、第19条の規定による、法定協議、都市計画案の公告・縦覧、都市計画審議会への付議が省かれ、都市計画案の公告・縦覧及び都市計画審議会への付議は、国家戦略特区の手続において行うことになります。

したがって、今後の手続きの流れは、左側の列に移りまして、まず、特区法第21条第3項に基づき、内閣府が担う国家戦略特別区域会議が、都市計画案の公告・縦覧を行います。

次に、同法第21条第5項に基づき、国家戦略特別区域会議から、都市計画審議会に都市計画案を付議し、答申を頂くことになります。

先ほど、国家戦略特区を活用する場合は、都市計画法第19条の規定による都市計画審議会への付議は省かれると説明いたしましたが、特区法の規定に従い、都市計画案については、三浦市が担う都市計画審議会でご審議いただくことになります。

その後、国家戦略特別区域会議が開催され、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた区域計画が合意されます。

そして、国家戦略特別区域諮問会議が開催され、内閣総理大臣による認定を受けることとなります。

この認定を受けたとき、国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画の変更がされたものとみなされますので、当該認定後に、都市計画法第 20 条第 1 項に基づく、都市計画の告示を行います。

説明は以上です。

【議長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

【峯村委員】

特区法に基づく今後の手続の予定時期を教えてください。

【事務局】

都市計画案の公告・縦覧は、本日の審議会の後、すみやかに日程を調整します。早ければ、来月中に実施できると考えています。

都市計画審議会への都市計画案の付議については、手続が順調に進めば、11 月頃に開催する都市計画審議会を予定しています。

【小林委員】

最終的に都市計画の告示がされるのはいつ頃になりますか。

内閣総理大臣による区域計画の認定がありますので、都市計画審議会後の期間はわからないということですか。

【事務局】

現在、この地区計画の変更を達成する目途といたしましては、三浦市と安田造船所で締結している基本協定により 12 月末を目指しています。

しかし、国家戦略特区による内閣総理大臣の認定を受ける予定ですので、そのための区域会議等の開催スケジュールは、我々がコントロールすることはできません。担当部局には、12 月末を目指したいという旨は逐一報告しておりますが、国家戦略特区のスケジュールによっては、若干変更になる可能性はあります。

【議長】

特区には、決定までの期間を短くする狙いがあるので、あまり長くないはずだと思います。

説明では省かれていましたが、決定主体が代わるのが非常に重要です。つ

まり、右側の流れは、決定主体が市長です。左側の流れは、特区会議が決定主体となります。区域会議には、知事や事業者等が加わります。率直に言ってしまうと、市としての当事者能力は薄くなってしまいう性質の制度です。

【議長】

他にご発言ありませんか。

それでは、この件につきましては以上といたします。

今日の議題は以上ですので、事務局にお返しいたします。

- ・ 事務局より、報告事項1「三浦市都市計画マスタープランの見直しについて」関係資料のうち、三浦市都市計画マスタープランは事務局にて管理すること、次回の都市計画審議会は11月頃の開催を予定している旨の事務連絡を行いました。
- ・ 閉会を宣言し、本審議会を終了しました。